

議案第 4 1 号

町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和47年三朝町条例第16号）第2条第2項の規定により、本議会の承認を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 事業の名称   | 農村総合整備モデル事業（今泉地区農業用排水施設）          |
| 2 施工場所    | 三朝町大字今泉地内                         |
| 3 経費の賦課基準 | 事業費の20パーセント以内を受益者に面積割りで賦課するものとする。 |
| 4 徴収の時期   | 工事に着手した日の翌日から、平成8年3月31日までの間       |
| 5 徴収の方法   | 金銭とし、三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の例による。 |